

令和4年度第2回 鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日 時 令和4年9月29日(木) 午前10時00分～12時00分

場 所 うずしお会館2階 第2会議室

出席者 委員11名、オブザーバー2名、関係課・事務局職員14名

欠席者 委員6名

傍聴者 2名（うち記者1名）

概要

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1)「(仮称)鳴門市子ども条例」素案について

(委員)

第11条第1項に「経済的困窮家庭を支援する」という内容で書いているが、経済的に困難な状況にある家庭の子どもに絞った理由は何かあるのか。経済的には結構収入があるが、実質、子育てがワンオペもしくはノーオペに近い状態になっている家庭や、子育てしている親が家庭のことが何もできない家庭もある。あえて経済困窮家庭に絞った理由があれば教えてほしい。

(鳴門市)

経済的に困難な状況にある家庭の子どもに絞った理由はない。子ども自身が所属する家庭に問題があって貧困が出ていることもあるので指摘頂いた点は次回に反映させたい。

(委員)

各条項には「成人」という言葉が使われており、前文には「大人」という言葉が使われている。前文の「大人」という表現が気になった。

(鳴門市)

用語について少し統一性がなかったと思う。「大人」という言葉が適切なのか、「成人」という言葉が適切なのか精査しようと思う。

(委員)

2ページの前文、下から3行目に「すべての親や保護者が子育てを楽しみ」と表現しているが「親」と「保護者」を分けた理由はあるのか。

(鳴門市)

「保護者」の中に「親」も入っていることが定義になるので、本来であれば「親」という表現は必要ないと思われる。親も含めた「保護者が子育てを楽しみ」という表現の方が適切であると考えるので修正しようと思う。

(委員)

「市の役割と責務」(第4条)に書かれている内容にはすごく納得をしているが、例えば子ども家庭センターの創設などの方策はあるのか。子ども1人が子ども園に入園するまで、色々な所に行かなければならない。障害があればなおのこと、たくさん所に行かなければならない。これらは、子どもを抱えている親にとったらとても大変なことで、これらを市の役割と責務というところで、できるだけ短く少なくして欲しいと常々思っている。

また、「子どもの参加」(第18条)のところは抽象的だと思う。「主体的な活動を支援する」とか「大人や仲間が代弁する」と記載されているが主体的な活動とは何なのか。子どもにとっての代弁者は誰なんだろうと思う。現場にいと、主体的に生きてこなかった大人が子どもに指導するのはすごく難しく感じている。

(鳴門市)

細かいことを書き過ぎると、ボリュームや内容がわかりにくくなるという問題があるので、子ども条例自体は基本的に抽象的な文言にしたいと考えている。その中で、市として役割と責任を持ってやるということにさせていただきたい。

また、子ども家庭センターの話があったが、現状、相談体制がバラバラで色々なところで相談を受けているが、子ども家庭センターを各自治体に設置するという努力義務があり、協議を進めているところなので近いうちにお示しできると考えている。

まが、第18条の「子どもの参加」についても具体的な記載はしていない。子どもみんなに呼びかけて、自分たちはこんな権利があり、それを発言できる権利があるということを伝えて、できれば子どもは頑張って発言して欲しい。しかし、言えない人については身近な大人に相談したり、特に市は責務を負っているので、市に相談したりすることで解決していったらと考えている。

(委員)

第1章の総則だが、文言については、おそらく令和5年4月1日から施行される国のこども基本法を参考に作成していると思う。事務局説明の中には「子どもの児童の権利に関する条約」からと説明があったが、この条例には「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り」という文言をはっきりと表現を入れるのが望ましいのではないかと思う。

また鳴門市の条例の中では「すべての子ども」ということで現時点でのことが書かれているが、それだけではなく基本理念として「すべての子どもが、置かれている環境等にかかわらず、今だけでなく、現在そして将来にわたって、幸福の生活を送ることができるような社会の実現を目指して、地域社会全体として取り組んでいく」という表現にし、将来にわたっての部分も文言としてあった方がいいのではないかと思う。

第5条の「保護者の役割」の中には、「子どもの最善の利益を考えるとともに」となっているが、第4条と第7条のところでも、同じように「子どもの最善の利益を保障する」という文言を入れておくべきであると思う。

また、第5条の「保護者は子育てにおける最も大きな責任があること認識し」と書いているが、「最も大きな責任」と言われると保護者としては、なかなかしんどいので、「第一義的な責任を負う」という文言の方がいいと思う。

また、第5条の2で「よりよい家庭環境づくりに努めるものとします」となっているが、保護者の役割というよりは、保護者の責任みたいになるので、「よりよい家庭環境づくりに努められるよう市や地域住民が支援する」という文言がいいと思う。保護者は第一義的な責任があるとした上で、保護者の役割を果たせるように、支援していくのだということも併せて記載した方がいいと思う。

次に第16条のところで「子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努める」書かれているが、子どもの代弁をしてくれることや、アドボカシーの話をしていると思う。第18条の1のところにも代弁する機会について書かれている。逐条解説をつける際には、どんな機関が設置されるのか確定していなくても、直接子どもや保護者が相談できる場所について書いてもらえるとありがたい。

「意見を表明することが困難な子どもについては」という文章表現だと、言葉尻だけかもしれないが、意見を表明することが困難な子どもだけ代弁してもらえるとということになる。できたら、意見が言えないわけじゃないけど、それを表明することが困難な状況がある時に、大人が代弁してくれたり、機会が与えられるという表現にしてほしい。

また、各機関と連携するところがあったので、こども基本法の中の第13条で「関係機関の有機的な連携の確保」という文言があるように「個人情報の適正な取り扱いを確保しつつ、医療や保健、福祉、教育療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めます」というような文言が要るかと思う。

(鳴門市)

指摘があった点に対してここで全て明確な回答をするのは難しいので市役所内で議論をして次回の審議会の際に修正を行いたいと思う。できる限り反映したいと考えているが、すぐに思いつかない部分もあるので、時間を頂けたらと思う。

(鳴門市)

次回、議論の際に反映できる部分、条例の中の条文としては難しい部分も出てこようかと思うが、再度、出てきた意見を踏まえて内部で協議をしようと思う。

第5条の「第一義的な責任」という部分であるが、事務局としてはどちらの表現がいいか少し悩んだ部分ではある。事例を見の中で、第一義的責任ということでストレートに出されているところもあれば、わかりやすい文言に置き換えて表現するところもあって、どちらがいいのかと思いながら、子どもが見たときに「第一義的」という文言が少しわかりづらい部分があるのかなと考えた。一方で、保護者にとっては、責任を非常に重く感じる表現になっているという意見があっ

たので改めて考えようと思う。

条例全体としての目的、基本理念のところ全体として通じることとして記載し、個々の条文の中には記載しないといった形もとれるかという思いもあったので、その点についても再度内部で協議させていただきたい。

(委員)

たくさんの大人や有識者の方が子どものために、すごく良い条例を作ろうと頑張っているのこの場にいられてすごくよかった。

条例となって難しい文章で書いてしまったら、知りたくても読むのが嫌になったり知ろうとする気がなくなったりしてしまわないかというところが一番心配なので、広報や啓発が非常に大事ではないかと思った。

子ども条例について、学校の授業や課題で自分たちはこういう条例で守られているんだって子どもが思えるようなことができたらいと思う。子どもが知るということは自分の権利を主張したり守ったりという、すごく大事なことを学べる良い教材になるのではないかと思う。また、権利を主張するだけでなく、それに対する義務や責任についても子どもたちが考えていくきっかけになるのではないかと思う。

広報啓発を大人がするのも大事であるが、子どもが「今日、学校でこんなことを勉強した。」と話すことがすごく大きな広報啓発になると思う。

私が以前買った本で、中学生の女の子2人が難しい条約の文言を自分たちの話し言葉に訳してある「子どもの子どもによる子どものための『子どもの権利条約』」という本があった。条例を、自分の言葉に言い換えたらどうなるのかと考えることは身近な問題として考えるものになるのではないかと思う。

子どもは、どうやって言って良いか、誰に言って良いかわからないというところが困難になっている。表現が十分か不十分かは別にして、みんな言いたいことはあると思う。窓口はハード面だけでなく、そっと意見を言える大人に私たちは変わらないといけない。私は児童クラブにいるが、子どもが児童クラブでほっとしている時に意見を言える雰囲気づくりが、窓口になるのかなと思った。

(鳴門市)

第21条の広報啓発だが、当然子ども条例を作って終わるのではなく、子どもに伝わるようわかりやすいものを作ることは今後、やっていこうと考えている。大人が子どもを健やかに育てるために、地域社会全体で子どもを育てていくところが非常に重要だと考えている。子どもは大人に守られている、自分の権利がある、ということを書いていける地域社会にしたいと考えている。教育委員会でも小学校児童にクリアファイルで、悩みがあったらここに相談しようという啓発も行っている。これからも子ども条例が普及するために教育委員会とも連携しながら、何らかの形で見えるようなもので、広報啓発できたらと思っている。

(会長)

子どもが身近に感じられるような条例にするためには、例えば、子ども版で振り仮名をつけるとか、あるいは教材として活用できるのではないか。主権者教育もあり、私たちは守られているということを子どもが身近に感じられる条例であるということで、教育委員会で今後教材としてというような意見はあるか。

(鳴門市)

教材についてであるが鳴門市の自治基本条例というものがあり、実はそれについては子ども用のパンフレットを作成して、小学校の6年生の総合学習という機会、子どもたちに学習をしているという実例がある。

小学校の低学年で実施するのと、中学生、高校生で実施するのでは内容は違ってくる。そうした点も踏まえて、子ども条例について、子どもたちに知ってもらうために、どの段階で、どのような内容で子どもに周知していくかについてこれから教育委員会としても十分に考えていきたい。

(委員)

私も広報と啓発が一番大切かと思う。私は子ども食堂していて広報啓発にぜひ、子ども食堂を活用してくれたらと思う。子どもも親も家族ですごくゆったりと心落ち着いて食事したり、雑談したりしている。そのようなところで条例の話ができれば心に浸透していくと思う。

(オブザーバー)

条例案の全体的な構成について細かい修正は必要だが色んなところまで配慮できていると思う。第11条の「自己肯定感」の部分があり、経済的に困難な家庭環境の子どもが「自己肯定感」や「自尊感情」を身につけることは重要と思う。「自己肯定感」は文科省の教育要領でも重要なキーワードになっている。「居場所」という言葉も条例案の中に出てきているが、その居場所の中で豊かな人間関係があり、そこで何が育つのかと言うと、やはり「自己肯定感」。それが無いと主体的に社会に参入できないような子どもたちもいる。前文か第3条に自己肯定感を全体的に育てるようなイメージで文言を入れていただければありがたい。

前回の議事録を読んで、良いなと思ったのは、子どもの意見をちゃんと聞こうね、と書いてあった。子どもたちに大人が考える素晴らしいと思う支援の場所や時間を提供しても、いざ提供すると子どもたちは意外な方向に行く。例えばいろんな玩具を用意しても庭の土で遊びたいとか、全く想定もしないような世界の話がでてくる。どんな話が出てきても、せっかく玩具を用意したのだから玩具で遊ぼうよ、ではなく、じゃあ庭の土でみんなですごそうか、という提案ができるような、人間関係の中での支援、人との関わりについてある程度色んな勉強をしていただいて、そういうスタッフの方がいる施設があると良いと思う。

僕は子どもたちに、「悩んだら相談においで」と言うけど、ほとんど来ない。こちらから何か提案するとき、困ってそうな子どもがいたら、「何かあったの？」ではなく「今から何しようか？」と未来の話をしてあげると、あれやりたい、これやりたいと言ってくる。こうした心の問題や心理的な発達の視点からも議論していただけるとありがたい。

(委員)

第12条の「虐待」について、離婚や再婚などが原因で起きていることもある。子どもが虐待されていることは、地域では生活の中で他の子どもや色々な親が言ってくれたりして、ある程度把握することができるかもしれないが、マンションやアパートでは虐待が行われているかどうか限られた生活の中なので分かりづらい。マンションやアパート内で虐待が行われているかどうか分かるようなネットワークというシステムを作ってはどうかと思う。

ひとり親になると、生活が苦しくなりヤングケアラーの問題にもつながるかもしれない。無理をして働くと病気になるかもしれない。困っている人が早急にわかるようなシステムを作ることが大事だと思う。

(委員)

先程の虐待について「必要な施策を講ずるもの」と書いてあるがこれに対して教育委員会などで講じる策というものはあるのか。「努めます」と書いてあることに対して、その後の策があるかということをお聞きしたい。

新聞に「SOSを発しよう」という記事が載っていた。SOSが言えたら虐待とか自殺が起こらないだろうと言っていたが、子どもがSOSを言えないから起こるのであって、専門家が「SOSを発しなさい」とだけ言うのはおかしい。

(事務局)

教育委員会として、今も虐待の対策はやっている。当然学校現場の中で、気づくこともあり、関係機関や支援機関につなぐということは実際にある。ただ学校現場だけでは当然限界がある。地域が一体となってやっていただく必要があると考えているので、何か講じている策はあるのかと聞かれると、現在でもやっているがそれをさらに広げていき、地域全体で体制を整えていくという理念で、条例にはそれを書いていると考えている。

(委員)

市や地域の役割について、鳴門市には地域を守る会がある。黄色の「子ども110番」の旗を家に立てていて、登下校の時に何でも構わないので飛び込んでくださいとなっている。子どもがトイレを貸してくださいとか、不審な人がつけている気がしますとか、犬に追われていますとか、そういうシステム。

子どもを守るために、同じように飛び込んで相談できる、例えば緑色の旗を立てている家で、親御さんにも言えないことでも言えるところがあれば、少しでも役に立てるのではないかと思うので、そのような仕組み作りも検討してもらいたい。

(委員)

教育委員会がやっている「まちなか絵本図書館」は非常にいい活動と思う。そこに父兄や子どもさんが寄ってくれたら良い。「まちなか絵本図書館」も所とところでテーマを決めてゆけば父兄や子

どもも回ってくれて、そこにいる人とも話ができる機会を作れるのではないかと思います。

(オブザーバー)

第9条3項で「パートナー」という言葉が入ったのは素晴らしいなと思う。ただ、これは妊娠前から出産前までということなので、子どもの母親と配偶者またはパートナーとなると限定的と思う。現実的には、離婚されている人もいると考えると、「子どもの保護者となるもの」というような表記が追記されてもいいと思った。今のままだと、シングルマザーとなる方は、その人だけ限定的に扱われているような気がした。実際には周りでサポートしている人たちがいると思うので、そこも含めて表記できないものかと思う。

条例なので、すごく概括的な抽象度の高いことが書かれているが、第4条の市の役割と責務で、「年齢や発達段階に応じた支援施策を、切れ目なく総合的かつ一体的に実施するものとします」と書かれていることはすごく重たいと思った。この切れ目なくというのが本当に切れ目なく行われているのかどうかということをいずれかの時点で、また複数の機会で、市民の方々に示してもらいたい。

子どものまちづくり推進協議会では、子どもたちのために日々活動している本当に色々な団体の方々に支えていただいている。そういった方々がどういう形でサポートしているか、これだけの人たちが関わって僕たち私たちを守ってくれているんだ、ということ子どもたちも分かるよう見える化した示し方を今後図っていただきたい。

(鳴門市)

第9条に関して、意見があった部分も含めて次にお示しできたらと思う。第4条の切れ目なくという部分について今、鳴門市では今年度から令和7年度の4年間に「なるとまるごと子育て応援パッケージ」という事業を展開している。結婚前から高校生相当までの子どもを持つ保護者も含めた方に、色々な施策をしているが、事業を推進するにあたって事前に市民アンケートを取っている。施策自体の方向性が合っているかどうか、確かめる意味でアンケートを継続的に実施していく。その中で、自由意見も書いていただき、潜在的な困りごとの部分の掘り起こしができるとしており、実際に切実な意見もいただいている。そういった方も施策で救っていけるような形で行政運営していきたいと考えている。施策の満足度やこういう施策をして欲しい、という意見を聞く中で反映させていく体制をとっていきたいと考えている。

(会長)

今までの条例に関する意見をまとめると、検討が必要な事項として、言葉の統一、例えば経済的に困難な状況や、「大人」と「成人」、「親」、「保護者」というような文言の整理が必要。それから、第1条「子どもの権利」に関して、第3条、第5条、第9条、第16条、第18条などに課題があり、次の会議までに事務局で検討をしていただくことになる。

それから今後の運用について、第4章の子どもの参加であるとか、第18条、第21条における啓発、あるいは全体の問題として第4条の市の役割と責務、第9条の「切れ目のない」というところを実際に行っていくことについて、議論があったと思う。

(委員)

先ほどのお話があった切れ目なくというところで、地域にいる主任児童委員も何か役に立てると思う。

(委員)

啓発活動は当然のことだが、子ども会やPTA活動などを巻き込んだ施策ができればいいなと思う。

(会長)

冒頭の説明で高校生会についての説明もあったが、子どもの意見を聞くというところで何かあるか。

(事務局)

市議会が令和4年8月2日高校生会議を行って、議会だよりもその内容を掲載している。色々な部分で鳴門市に対する思いが意見として出てきていることも理解している。

高校生だけではなく、小学生、中学生やもっと年齢が低い子どももいるので、幅広い考えを聞ける機会を創出していきたいと考えている。それについては、子ども条例ができてから、行動で示していけたらと思う。

また、第4条の第1項で「切れ目のない」というところの部分について抽象的になっているが具体的にどうなるかは第3章の第9条から第17条の中で施策として幅広く支援はこういうことをやっていくということを示していきたい。予算もつけ、実効性のある、見えるような施策をしていきたいと考えている。

(会長)

子ども条例について条例の中にすべてを盛り込むことは難しく、できるだけ抽象的に包括するような表現になってしまいがちではあるが子どもの権利や子どものウェルビーイングやワークライフバランスやヤングケアラーや鳴門市の施策が、この条例案に盛り込まれているということの説明があり、よく分かった。この条例をまたブラッシュアップしてよりよいものにしてもらえたらと思う。たくさん議論をいただき、ありがとうございます。

それでは本日予定している議事は以上となります。これをもちまして令和4年度第2回児童福祉審議会を閉会します。長らくのご審議お疲れ様でした。

(2)その他

今後のスケジュール等について事務局から説明。